

令和 8 年第 1 回君津市議会定例会議案

(その 2)

令和 8 年 3 月 9 日

君 津 市

令和 8 年第 1 回君津市議会定例会付議議案目録

(その 2)

議案番号	件名	頁
議案第 37 号	君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 38 号	令和 8 年度君津市一般会計補正予算 (第 1 号)	別冊

議案第 37 号

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

小学校の学校給食費及び令和 8 年度における中学校の学校給食費の無償化を実施するため、君津市学校給食費の管理に関する条例（令和 3 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市学校給食費の管理に関する条例（令和３年君津市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条第４号中「給食実施小中学生」を「学校給食を受ける児童又は生徒」に改め、同号を同条第３号とする。

第５条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項中「給食実施小中学生の保護者」を「前項に規定するもののほか、学校給食を受ける生徒（以下この項において「給食実施中学生」という。）の保護者」に、「当該給食実施小中学生」を「当該給食実施中学生」に、「給食実施小中学生であるとき」を「給食実施中学生であるとき」に、「給食実施小中学生に係る」を「給食実施中学生に係る」に改め、同項ただし書中「生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１３条に規定する」を削り、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

市長は、学校給食を受ける児童に係る学校給食費を免除することができる。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１３条に規定する教育扶助（次項において「教育扶助」という。）を受けている場合を除く。

附則に次の１項を加える。

（令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの中学校の学校給食費の徴収に関する特例）

- 5 令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第３条第１項の規定にかかわらず、学校給食を受ける生徒の保護者からは徴収しない。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。